

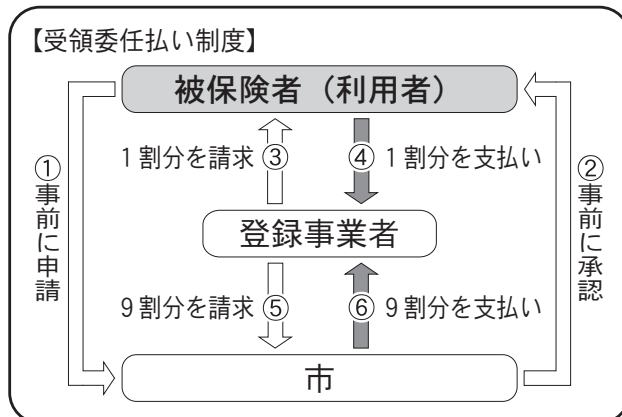
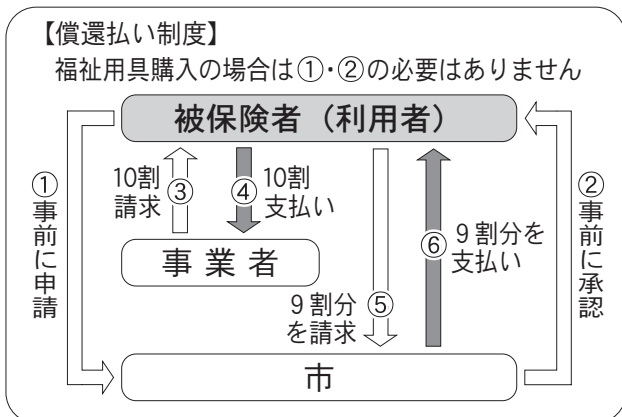
利用する方の一時的な負担を軽減

4月から 福祉用具購入費 住宅改修費 の 受領委任払い制度 が始まります

これまで、介護保険の被保険者が福祉用具の購入や住宅の改修を行った場合、費用の全額を一度事業者に支払った後、申請により、9割分の払い戻しを受けていました。(償還払い制度)

それが4月からは、費用の1割分を事業者に支払うだけで、残りの9割分は、市が直接事業者を支払う、受領委任払い制度が始まりますので、費用の支払方法が2通りになります。

□対象となる方 市の要介護(要支援)認定を受けていて、保険料に未納のない方



受領委任払い制度は、市にあらかじめ登録している事業者のみの取り扱いになります。

なお、登録事業者は、市または、市内の居宅介護支援事業所にお問い合わせください。

利用する場合は事前に申請が必要です。購入・工事前にケアマネジャーとご相談ください。

平成 19 年度 介護保険料の「仮徴収」

- 65歳以上の方で、特別徴収(年金から天引き)されている方の介護保険料は、平成19年2月に年金から天引きされた額と同額を「仮徴収」として、4・6・8月の年金支給月に天引きします。また、昨年10月からの徴収額が極端に増減した方は、6・8月の徴収額を変更して調整します。
- 10月以降の介護保険料は、前年の本人所得と世帯の市民税の課税状況などにより算出した(別表)年間保険料から、「仮徴収」で納めた額を差し引いた残りの額を「本徴収」として10・12・平成20年2月に支給される年金から天引きします。
- 平成19年4・6月から特別徴収が始まる方には、別途通知します。
- 普通徴収(年金から天引きされず納付書払い・口座振替)の方は、平成19年度分の納付通知書を7月中旬に送付しますので、7月から来年2月までの8期に分けて納めてください。

□介護保険料と所得等による区分 金額は年間の保険料で、基準額は3,800円です。

段階	対象者	平成19年度の保険料と計算方法	
1	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で市民税が世帯全員非課税の方	22,800円	基準額 × 0.50 × 12か月
2	世帯全員が非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方		
3	世帯全員が非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超える方	34,200円	基準額 × 0.75 × 12か月
4	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税が非課税の方	45,600円	基準額 × 1.00 × 12か月
5	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が200万円未満の方	57,000円	基準額 × 1.25 × 12か月
6	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が200万円以上の方	68,400円	基準額 × 1.50 × 12か月

問合せ 市高齢・介護室介護保険係、北村・栗沢支所保健福祉課国保・介護係